れんごうふくおか

No.432

RENGO FUKUOKA

2026年10月28日発行
発　行：日本労働組合総連合会福岡県連合会
発行人・編集人：山下優一
〒812-0053 福岡市東区箱崎6丁目15番1号
TEL.092-260-1169 FAX.092-260-1179
連合福岡のホームページ
https://j-union.com/-/rengofukuoka/
連合福岡のメールアドレス
info@fukuoka.jtuc-rengo.jp

ヤングカーニバルin沖縄2026を開催

連合福岡ユースター委員会では、運動方針の４つの柱の一つに「交流と平和を考える活動」を掲げている。その一環として、９月12日(土)から14日(月)にかけて「ヤングカーニバルin沖縄2026」を開催し、87名が参加しました。

太平洋戦争の激戦地を巡り、沖縄の歴史や戦争の実相を学ぶとともに、構成組織の若手組合員同士の親睦と交流を深め合いました。

初日は、搭乗した航空機が滑走路まで移動した後に引き返して欠航となり、沖縄到着が昼前から夕方へ大幅に遅れたため、予定していた嘉手納基地や普天間基地などの視察を取りやめることになりましたが、限られた時間の中でも研修効果を高めるため、糸数壕やひめゆりの塔、旧海軍司令部壕などを巡った後、確認・共感のため、班ごとにグループディスカッションを行い、現地で学んだことや平和について意見を交わしました。

予定外の事態もありましたが、参加者同士が学びを共有し、平和について考える有意義な機会となりました。


糸数壕視察


旧海軍司令部壕ミニ講和


旧海軍司令部壕前で集合写真

2026平和行動in根室の報告

連合は、北方領土（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）の早期返還と日ロ平和条約の締結を求める運動に取り組んでおり、９月５日(土)から６日(日)にかけて「2026平和行動 in 根室」を開催し、連合福岡から６名が参加しました。

初日には、北方四島学習会が根室市内の３会場で分散開催されました。連合福岡が参加したＣコースでは、北方領土返還運動に取り組む根室高校「北方領土根室研究会」の活動報告、映画「ジョバンニの島」を視聴し、ソ連軍の侵略により家や学校を奪われ、二度と故郷に帰ることが出来なくなった人たちの悲しみ、シベリアの収容所に送られた父との再会を想い続ける幼い兄弟の運命など、現在も返還が実現していない北方四島の問題を深く考えさせられる機会となりました。

２日目には、納沙布岬・望郷の岬公園で「2026平和ノサップ集会」が開催され、全国から719名の仲間が結集しました。主催者挨拶として神保事務局長は、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢を踏まえ、平和の尊さと平和運動の継続の重要性について述べられ、元島民の高齢化や故郷へ自由に戻ることができない現状を重く受け止め、参加者一人ひとりが家庭・職場・地域で平和の思いを広げていくことを呼びかけました。

集会では、元島民の方（国後島出身）が壇上に立ち、現在5000人を切るまでとなった元島民の願いもむなしく、希望通りの方向へは進んでいない。北方領土問題を正しく知り、次の世代につないでいってほしい。と訴えられました。

今回、参加した仲間が現地で受け取った「故郷への思い」を胸に、今後も北方領土返還運動に粘り強く取り組んでいきます。



参加者集合写真


四島のかけ橋

連合福岡議員懇談会 福岡県9月定例会報告 ～会派代表質問～

県政PLUS県議団

質問者：坪田 晋



坪田晋県議 SNS

○県政推進の基本姿勢について
- 知事の政治姿勢と議会との関係
- ワンヘルスセンターの名称変更と機能強化
- 自然災害への対応

○県民の命を守る地域消防力の強化について

○福岡インターナショナルトレーニングセンターについて

知事答弁

▶第三者委員会を設置し、積極的かつ広く情報発信していく。議会と県執行部との対等な関係に立て直していく。
▶行政改革審議会の検討対象としており、審議内容を公表していくとともに、地元の声を聞きながら検討して行く。また、災害時の避難所利用についても地元自治体と協議していく。
▶地下空間での人命を守るための情報発信と、帰宅困難者が生じた際の県有施設解放など対策の充実を図る。
▶女性消防吏員の活躍推進、緊急自動車の充実配備を進め、消防広域化についても後押しする。
▶健康保持、生きがいづくりに役立つ生涯スポーツの振興と、パラアスリートも安心して利用できる施設を目指していく（教育長）

県民の声ふくおか

質問者：原田 博史



○知事の政治姿勢について
- ワンヘルス事業

○海外活動について

○「福岡県職員に対する優位な地位又は影響力を利用した不当な要求等の防止に関する条例」案について

知事答弁

▶ワンヘルス関連予算について、未着手事業や着手済のものであってもその一部が凍結可能な事業については、審議会の答申が出るまでの間は実施を見合わせる。審議の状況については都度議会へ情報提供するとともに、答申を踏まえた今後の施策のあり方についても説明を行う。
▶産業振興や県産品の販路拡大をはじめとした海外活動は、県民の皆様にご理解いただくことが前提と認識している。知事・副知事の海外活動については第三者委員会の結論が出るまで実施を見合わせる。訪問先や活動内容。予算や実績額等について透明性を向上させ、県民の皆様の理解が得られるよう務めていく。
▶「県民の皆様のための県庁」という原点に立ち戻り、職員が不当な要求や働きかけを受けることなく、公正に職務を執行できる環境を確立するための条例案を本会議に提案している。職員が一人で抱え込むことなく、安心して相談できる環境を整備するとともに、構成に職務を執行できる職場環境確保に全力で取り組む。

新政会

質問者：椛島 徳博



○知事の政治姿勢について
- 一連の問題への知事の関与
- 不当な要求等防止条例とケアトランポリン事業
- 令和７年度決算
- 第三者委員会
- 県職員採用問題

○災害対策について

○農林水産問題について

９月17日の本会議では、一連の問題で信頼を損ねた議会の一員としての猛省も込め、服部知事の政治姿勢を厳しく質しました。県政を前に進めるための大前提は、県民の皆さまからの「信頼」と議員・知事が正直であることだと思います。一度失われた信頼を取り戻すことは容易ではありません。行政も議会も、事実を明らかにし、改革を一つひとつ行動で示していかなければなりません。
新政会は、政党に属さない会派として、しがらみにとらわれず、今後も県民目線で県政・議会改革に取り組んでいきたいと思います。

「真の働き方改革」の実現を福岡労働局へ要請

連合福岡は９月２日、福岡労働局に対し、働く者の命と健康を守る「真の働き方改革」の実現に向けた要請を行った。要請では、①時間外労働の上限規制強化や勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の法制化、②裁量労働制の拡充などの規制緩和を行わないこと、③労働基準監督署による厳格な指導・監督の維持、④公労使による民主的な合意形成―の４点を求めた。

意見交換で労働局は、要請内容を厚生労働本省へ伝えるとしたうえで、長時間労働の是正と健康障害防止に向けた指導方針は変わらないと説明。法令違反の是正と健康確保措置を重視するとともに、関係機関と連携し、中小企業の経営課題を含めた支援に取り組む考えを示した。

連合福岡は引き続き要求実現に向け取り組みを進めていく。



労働局へ働き方改革要請行動

福岡県労働委員会 ～労働組合と使用者のトラブルの解決をサポートします～

労働委員会は、公益委員（弁護士・大学教授等）、労働者委員（労働組合の役員等）及び使用者委員（会社、使用者団体の役員等）の３者で構成される公正・中立な行政機関です。

労使交渉が進展しない、使用者から不当な取扱いを受けた等、労働組合と使用者との労働問題解決のためのあっせんの申請、不当労働行為救済申立ては、福岡県労働委員会へご相談ください。



団体交渉が進展しないとき

労働組合と使用者とのトラブルの解決は労働委員会へ

労働問題に詳しい、大学教授、弁護士、組合の役員、経営者団体の役員等の委員がサポートします。



不利益な取扱いをうけたとき

詳しくはHPを！

福岡県労働委員会事務局

○ 労使紛争の調整（あっせん等）　調整課（092）643－3980

○ 不当労働行為の審査、労働組合の資格審査　審査課（092）643－3982

INFORMATION

ワークルール検定2026秋（初級・中級）

検定日時	2026年11月27日（金）・28日（土） 10：00 ～ 17：00（最終開始時間）
申込期間	2026年9月16日（水）～ 11月13日（金）
検定会場	IBT方式（自宅でも職場でも、場所を問わずに受験できます） ※Internet Based Testingの略称で、パソコン、スマートフォン、タブレットで受験できます。
受 験 料	初級検定（45分）4,900円　　中級検定（80分）8,900円
申込み先	ワークルール検定協会（ https://workrule-kentei.jp/entry/）

「ワークルール検定」4つのメリット

※「ワークルール」とは、働くときに必要な法律や決まりのことです。

1.働く者一人ひとりにとって
自分を守り、働きやすい職場を実現するために実際に役立つ法律知識を身につけることができます。

2.労働組合にとって
効果的なワークルール教育が可能となり、職場の問題点も見えてくるので、組織化の契機としたり、要としたり、要求を結集しやすくなります。

3.企業にとって
社員が共通の法的知識を持つことによって、コンプライアンスを推進し、無用な紛争を回避することができ、事業を円滑に進めることができます。

4.社会にとって
ワークルールが社会全体に浸透すれば、過剰なサービスや低価格などを追及するのではなく、働く者の立場も尊重する社会や文化の構築にプラスとなります。

SCHEDULE

11月16日 ▷ 第13回事務局会議

17日 ▷ 第5回中小労働運動委員会

19日 ▷ 第6回地協のあり方検討PJ

25日 ▷ 第4回官公部門連絡会幹事会

26日 ▷ 第2回執行委員会

28日 ▷ 第37回ユースター委員会総会および第13回女性委員会活動報告会

働く人の生活なんでも法律相談

福岡県労福協主催

※申し込み、問い合わせは、最寄りの地域協議会・労福協（地域労福協）に電話で予約して下さい。
10時～17時（土日祝日を除く）

エリア	11月	12月	エリア	11月	12月
福岡	10日(火) 24日(火)	15日(火) 22日(火)	遠賀川	27日(金)	18日(金)
筑紫・朝倉	10日(火)	1日(火)	北九州	18日(水)	16日(水)
北筑後	10日(火)	8日(火)	京築・田川	4日(水)	2日(水)
南筑後	11日(水)	9日(水)			



